

平成 27 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

# 提 案 理 由 説 明

( 追 加 分 )

## ○ 説 明 順

- 1 報 告 第 4 号 ~ 報 告 第 5 号 ( 降 壇 )
- 2 議 案 第 72 号 ~ 議 案 第 79 号 ( 降 壇 )

平 成 27 年 9 月 15 日 提 出

伊 佐 市 長

報告いたします 2 件について説明申し上げます。

まず、報告第 4 号「平成 26 年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成 26 年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は 10.9 パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に報告第 5 号「平成 26 年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

平成 26 年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」、「簡易水道事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率はございませんでした。

以上で報告 2 件の説明を終わります。

— 降 壇 —

追加提案いたしました議案第72号から議案第79号までの提案理由を説明申し上げます。

議案第72号「平成26年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」

議案第73号「平成26年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第74号「平成26年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第75号「平成26年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第76号「平成26年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第77号「平成26年度伊佐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第78号「平成26年度伊佐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第79号「平成26年度伊佐市水道事業会計決算認定について」

これら、8件の議案につきましては、地方自治法第233条第3項又は地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

以上、議案8件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —